

議第34号

三島市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

三島市道路占用料等徴収条例（昭和60年三島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第4条第1号中「法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第18条に規定するものを除く。)及び」を削る。

別表中「令第7条第1号」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号」に、「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の占用期間に係る占用料について適用し、同日前の占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士